

報道関係者 各位

令和7年5月1日（木）

【照会先】

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課

課長 阿部 幸伸

課長補佐 荒井 麻希

（電話） 045(211)7380

中小企業・小規模事業者の皆さま

「神奈川県働き方改革推進支援センター」を御活用ください

厚生労働省では、働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口（委託事業）として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に設置しております。

「働き方改革推進支援センター」では、**労務管理等の専門家**が労働時間の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革関連法への対応のほか、生産性向上による賃金引き上げ、人材の確保・定着など、働き方改革に資する雇用管理の改善等に取り組む中小企業等の皆さまを**無料でサポート**しています。働き方改革に取り組みたい中小企業等の事業主の皆さま、是非ご相談ください。

神奈川県働き方改革推進支援センター

相談無料

1 ホームページ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kanagawa/>

2 連絡先 【電 話】 070-3409-8625

【Eメール】 kanagawa@workstylereform.net

3 所在地 〒231-0012 横浜市中区相生町4-6-9 関内和孝ビル5階

4 受付時間 平日9:00～17:00

5 支援内容

（1）相談対応 電話、メール、来所により対応しています。

（2）企業への専門家派遣

社会保険労務士などの専門家が、御希望日に企業を訪問またはオンライン対応により、課題解決に向けた支援を行っています。

（3）セミナー開催／講師派遣

お気軽に御参加いただける WEB セミナーや御要望に応じたセミナー講師派遣を実施しています。

相談
無料

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

働き方改革・人手不足・助成金
でお困りではありませんか？

専門家（社労士）が、無料で、
ご支援いたします。



経営者の力
になります

助成金制度が
活用できます

社会保険労務士
が対応します

こんなお悩みはありませんか？

- ☒ 法改正にどう対応すればいいのか、
- ☒ 助成金を使いたいけど申請が難しそう
- ☒ 残業が多く、社員が不満に思っている
- ☒ 就業規則や規程の見直しをしたい
- ☒ 同一労働・同一賃金！？
- ☒ 職場環境改善による採用力の向上

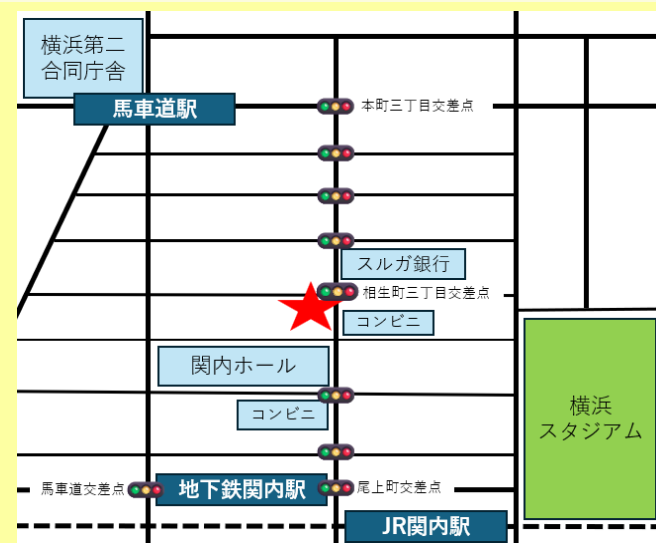
オンラインでのご相談、
セミナー開催も対応しています

神奈川働き方改革推進支援センター

〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町4-69

関内和孝ビル5F



お申込み
お問合せ

▼お気軽にお申込みください

☎ 070-3409-8625

【Eメール】kanagawa@workstylereform.net



専門家による無料訪問相談 申込票

申込日：令和 年 月 日

神奈川働き方改革推進支援センター 宛

会社名 事業所名			
業種		従業員	正社員 パート他 人
所在地			
ご担当者氏名		部署 役職	
電話		携帯	
E-Mail			
相談希望日時 1～2週間後 で日程設定 ください	○月○日午前、午後、の記載も可です。 第1希望 月 日 時～ 第2希望 月 日 時～ ☐ 専門家と後日調整		
相談内容	☐ 生産性向上・業務効率化 ☐ 時間外労働、36協定 ☐ パート、アルバイト、派遣社員の 「同一労働・同一賃金」 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ ハラスメント対策 ☐ その他 ☐ 人材不足対応（育成含む） ☐ 就業規則の見直し ☐ 女性の活躍推進 ☐ 助成金活用全般 ☐ 育児・介護休業制度の整備 ☐ 年次有給休暇		
	特に相談したい内容をご記入ください。		

〒231-0012神奈川県横浜市相生町4-69 関内和孝ビル5階

TEL：070-3409-8625

Email：kanagawa@workstylereform.net

神奈川働き方改革推進支援センター

ご記入いただいた個人情報は
当センターが厳重に管理し、
この目的以外では使用しません